

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前 9 時 5 0 分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 1 号中当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

これまで同様な事業を実施してきたが、今回の事業で何か改善すべき点はあるか。と
に対し、

改善が必要な点は特にありません。とのこと。

DV 等の理由により、住民票の世帯を分けることができない世帯に対しても、給付金は支給されるのか。とに対し、

DV 等の特別な事情がある世帯に対しても、住民税が非課税であれば、特例で支給されます。とのこと。

当該事業に充てる国の補助金は、使途が限定されたものか。とに対し、

当該事業の補助金は、低所得世帯支援枠という使途が限定された補助金です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。